平成２３年（フ）第２３４号
青森県弘前市大字常盤坂１丁目６番地41
破産者　田村　智子
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第６０号
茨城県日立市南高野町１丁目16番15―101号
破産者　赤津久美子
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第９７号
茨城県日立市西成沢町２丁目26番17号
破産者　綾部　洋子
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第９８号
茨城県日立市東成沢町２丁目４番１号
破産者　綾部　利一
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第２０７４号
さいたま市西区大字清河寺864番地55
破産者　西谷　堅一
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―28―103
破産者　杉野　明男
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５５８号
埼玉県川口市末広２丁目４番６―902号　ヴァーテクスカワグチ、旧住所埼玉県川口市南鳩ヶ谷１丁目７番６号　レグザ南鳩ヶ谷パークオアシス303号
破産者　加藤　浩
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８２３号
神奈川県高座郡寒川町中瀬９番８号
破産者　渡部かをる
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５５１号
大阪府柏原市太平寺１丁目３番12号
破産者　森山隆こと　李　隆
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１８０２号
堺市東区草尾356番地16
破産者　大商建材社こと　岸田　功
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３３３号
堺市堺区少林寺町西２―１―24マンション大橋203号、前住所堺市堺区中之町西３丁２番27号、堺市堺区南旅篭町東４丁１番28号
破産者　吉田　明子（旧姓日置）
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１２号
函館市昭和２丁目18―13　サンルートハイム101号、住民票上の住所北海道檜山郡江差町字上野町36番地
破産者　中村　博
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１１３号
函館市昭和２丁目18―13　サンルートハイム101号、住民票上の住所北海道檜山郡江差町字上野町36番地
破産者　中村　良子
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第９０９号
静岡市葵区東千代田１丁目19番12号、前住所静岡市葵区鷹匠２丁目１―８　天松ビル４階
破産者　松下　正志
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１８７号
広島県安芸郡海田町月見町８番１―405号
破産者　竹本　聡惠
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６号
熊本県玉名市岱明町大野下535番地１
破産者　園木　英文
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第７号
熊本県玉名市岱明町大野下535番地１
破産者　園木　勝子
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１５５２号
福岡市早良区飯倉３丁目33番21号、開始決定時の住所東京都板橋区蓮沼町５番10―201号
破産者　石橋　靖彦
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係